

# 平成27年度 定例監査重点事項・行政監査実施結果

平成27年度定例監査重点事項・行政監査について、実施した結果は次のとおりであった。

## 第1 監査のテーマと趣旨

### 1 監査のテーマ

庁舎等の管理業務及び業務委託契約における長期継続契約は適切に行われているか。

### 2 監査の目的

平成26年度監査において、庁舎等の管理業務のうち消防用設備等の機器点検や浄化槽の保守点検について委託契約を締結せず、法律で義務づけられた点検業務を行っていなかったとして指摘事項とした事例が4件（4所属）あった。委託契約事務に関しては、その他にも過去の監査において契約書の記載不備など不適切な事務処理が確認されている。

また、庁舎管理業務等で翌年度にわたり継続して役務の提供を受ける必要がある業務委託については、平成17年に「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」及び「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」が定められ、長期継続契約が可能となってから10年になる。しかしながら、昨年度の監査において、同種の業務について、長期継続契約を行っている所属と単年度契約を行っている所属が確認され、長期継続契約制度の運用に差異が見られた。

このため、庁舎等の管理業務委託について重点的に監査するとともに、業務委託における長期継続契約の実施による経済的効果や運用上の問題点等について監査することにより、業務委託契約の適切かつ効率的な執行に資することとする。

なお、庁舎等の管理業務として、平成24年度から契約期間を3年間とする自動販売機設置を目的とした行政財産の貸付が行われており、これまでの監査において、貸付料の調定遅延や貸付料の納入遅延に伴う延滞金の未徴収等が指導事項等とされた。

第1回目の契約期間満了に伴い、今年度から新たな契約による貸付が始まることから、行政財産の貸付事務についても重点的に監査することとする。

## 第2 監査の実施状況

### 1 監査の実施期間

平成27年4月20日から平成28年2月5日

### 2 監査の着眼点

(1) 庁舎等の管理業務に係る委託契約事務は適切に行われているか。

(定例監査重点事項)

(2) 自動販売機設置を目的とした行政財産の貸付事務は適切に行われているか。

(定例監査重点事項)

(3) 委託契約における長期継続契約制度は効果的に運用されているか。(行政監査)

### 3 監査の実施方法

#### (1) 実施方法

平成26年度の庁舎等の管理業務及び平成27年度からの自動販売機設置のための行政財産の貸付事務を行った所属に対して、事前に重点事項・行政監査調書の提出を求め、重点事項・行政監査確認票により、定例監査時に調書の記載内容を確認した。

平成26年度の長期継続契約の対象となる業務委託契約を行った所属に対して、事前に重点事項・行政監査調書の提出を求め、重点事項・行政監査確認票により、定例監査時に調書の記載内容を確認した。

#### (2) 監査対象機関及び監査対象とした事務

庁舎等の管理業務事務

##### ア 監査対象機関

庁舎等の管理業務を行っている115所属を対象とした。所属の類型ごとの数は、次のとおりである。

知事部局

- ・本庁(5所属)
- ・合同庁舎(地域県民センター等)(9所属)
- ・単独で設置された出先事務所(知事部局)(32所属)

教育委員会(本庁4・県立学校39・出先機関3)(46所属)

企業局(本局1・出先機関4)(5所属)

警察(警察本部6・警察署12)(18所属)

##### イ 監査対象とした事務

平成26年度中に行った、次に掲げる業務の契約事務(599件)

- ・昇降機の保守点検業務
- ・浄化槽維持管理業務
- ・消防用設備等の保守点検業務
- ・一般・産業廃棄物処理業務
- ・警備・機械警備業務
- ・清掃業務

自動販売機設置を目的とした行政財産の貸付事務

##### ア 監査対象機関

平成27年度からの自動販売機の設置を「行政財産の貸付けによる方法」とし、平成26年度に一般競争入札を実施した69所属を対象とした。所属の類型ごとの数は、次のとおりである。

知事部局

- ・本庁(2所属)
- ・合同庁舎(地域県民センター)(5所属)

- ・単独で設置された出先事務所（知事部局）（ 17 所属）
- 教育委員会（県立学校 29 ・出先機関 2 ）（ 31 所属）
- 警察（警察本部 2 ・警察署 12 ）（ 14 所属）

イ 監査対象とした事務

平成 26 年度に実施した一般競争入札や貸付料の調定等貸付業務全般

委託契約における長期継続契約の事務

ア 監査対象機関

平成 26 年度に長期継続契約の対象となる業務委託契約を行った 138 所属を対象とした。

イ 監査対象とした事務

平成 26 年度に実施した長期継続契約の対象となる業務委託の契約事務のうち、予定価格 10 万円以上の委託契約（ 464 件）

### 第3 監査の結果

#### 1 庁舎等の管理業務に係る委託契約事務の概要（定例監査重点事項）

##### （1）管理業務の実施状況

平成26年度中に行った庁舎等の管理業務に係る契約は、115所属で599件であった。昇降機、浄化槽及び消防設備等の保守管理については、法令等で点検・検査回数等が決められ、それぞれ有資格者が行うこととなっており、実施にあたっては、根拠法令等を十分理解する必要がある。また、廃棄物運搬処理に係る業者については、県や市町村の許可が必要となる。このことから、契約における業者の資格要件の確認は必須であるが、67件の契約において確認を行っていなかった。

警備・機械警備や清掃については、検査回数等に係る法令等による具体的な基準はないが、庁舎管理業務を行う際は、履行確認を適切に行う必要がある。監査の結果、全ての契約において、履行確認は適切に行われていた。

監査対象機関別、業務別の内容は、次表のとおりである。

表内は契約件数		本 庁	合 同 庁 舎	単 独 出 先	教 育 委 員 会	警 察	企 業 局	合 計
<b>管理業務</b>	対象所属数	5	9	32	46	18	5	115
	全契約数	23	50	191	226	91	18	599
昇降機	契約件数	2	5	8	23	2	2	42
	担当者が根拠法令等を理解していないもの	0	0	2	4	0	0	6
	検査等回数が適切でないもの	0	0	0	0	0	0	0
	契約時に、業者の資格等要件確認をしていなかったもの ( )内の数：監査時に確認した結果、要件を満たしていなかったもの	0	1(0)	3(0)	11(0)	0	0	15(0)
	履行確認が適切にされていないもの	0	0	0	0	0	0	0
	単独随契件数	0	0	4	21	1	0	26
	単独随契理由が製造メーカー系であるもの	0	0	4	21	1	0	26
浄化槽	契約件数	0	4	26	25	41	6	102
	担当者が根拠法令等を理解していないもの	0	1	10	1	0	1	13
	検査等回数が適切でないもの	0	0	1	2	2	1	6
	契約時に、業者の資格等要件確認をしていなかったもの ( )内の数：監査時に確認した結果、要件を満たしていなかったもの	0	0	2(1)	10(0)	1(0)	0	13(1)
	履行確認が適切にされていないもの	0	0	0	0	0	0	0
消防用設備等	契約件数	2	11	46	79	13	4	155
	担当者が根拠法令等を理解していないもの	0	1	4	4	0	0	9
	検査等回数が適切でないもの	0	1	5	9	2	0	17
	契約時に、業者の資格等要件確認をしていなかったもの ( )内の数：監査時に確認した結果、要件を満たしていなかったもの	0	1(0)	5(0)	16(0)	0	0	22(0)
	履行確認が適切にされていないもの	0	0	0	0	0	0	0
一般廃棄物	契約件数	1	10	28	39	17	2	97
	契約時に、業者の資格等要件確認をしていなかったもの ( )内の数：監査時に確認した結果、要件を満たしていなかったもの	0	0	4(0)	8(0)	0	1(0)	13(0)
	履行確認が適切にされていないもの	0	0	0	0	0	0	0
産業廃棄物	契約件数	3	1	11	7	2	0	24
	契約時に、業者の資格等要件確認をしていなかったもの ( )内の数：監査時に確認した結果、要件を満たしていなかったもの	0	0	4(0)	0	0	0	4(0)
	履行確認が適切にされていないもの	0	0	0	0	0	0	0
警備・機械警備	契約件数	10	9	40	50	0	2	111
	履行確認が適切にされていないもの	0	0	0	0	0	0	0
清掃	契約件数	5	10	32	3	16	2	68
	履行確認が適切にされていないもの	0	0	0	0	0	0	0

産業廃棄物処理業務は、継続的に契約がある業務を対象とした。

## (2) 指導事項等の件数

平成26年度に行った庁舎等の管理業務についての定例監査の結果は、次表のとおりであり、17所属20件の事務について、不適切な事務処理が認められた。不適切な事務処理として指導事項等としたものは次のとおりである。

	対象所属数 (指導事項等対象所属数)	管理業務別対象所属数(指導事項等対象所属数)						
		昇降機	浄化槽	消防用設備等	一般廃棄物	産業廃棄物	警備・機械警備	清掃
本庁	5 (0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	2(0)	4(0)	1(0)
合同庁舎	9 (1)	5(0)	3(0)	9(1)	8(0)	1(0)	8(0)	9(0)
単独出先	32 (6)	7(0)	17(2)	27(4)	22(0)	5(0)	29(0)	27(0)
教育委員会	46 (7)	21(0)	17(2)	43(6)	36(0)	4(0)	7(0)	3(0)
警察	18 (2)	2(0)	13(2)	13(2)	14(0)	2(0)	0(0)	15(0)
企業局	5 (1)	2(0)	4(1)	4(0)	2(0)	0(0)	2(0)	2(0)
合計	115 (17)	38(0)	54(7)	97(13)	83(0)	14(0)	50(0)	57(0)

指導事項等対象所属は3所属重複している。

### 浄化槽維持管理業務(7所属・7件・7契約)

- ・浄化槽法第11条による定期検査(一般社団法人 山梨県浄化槽協会)を行っていないもの 1件
- ・法令等で定められた期間及び回数に基づいた保守点検を実施していないもの 5件
- ・浄化槽保守点検業の登録が更新されていない業者と委託契約していたもの 1件

### 消防用設備等の保守点検業務(13所属・13件・17契約)

- ・法令等で定められた期間及び回数に基づいた機器点検等を実施していないもの 13件

## 2 自動販売機設置を目的とした行政財産の貸付事務の概要（定例監査重点事項）

### （1）入札手続き及び契約等について

平成18年の地方自治法改正により行政財産の貸付が可能となり、本県においても平成24年度の貸付から、原則として、契約期間を3年間とする行政財産の貸付けによる方法を導入した。平成24年度からの貸付期間が終了し、平成27年度から新たな契約による貸付が始まることから、平成26年度中に69所属で行われた201件(250台)の契約について、次の点を中心に監査を行った。

一般競争入札について

- ・入札参加資格の確認は適切か
- ・予定価格は適切に設定されているか
- ・落札者の決定は適正に行われているか
- ・契約辞退に伴う違約金は徴収されているか

契約について

- ・契約書の記載内容は適正か
- ・契約保証金の調定は適正か
- ・契約保証金（前回契約分）の還付は適正か

報告について

- ・貸付（使用許可）移動報告書は提出されているか

貸付料について

- ・調定遅延はないか
- ・納入遅延に伴う延滞金徴収は適切か

監査の結果、入札から貸付料の徴収に至るまで、管財課で作成した「自動販売機の設置に係る「一般競争入札」マニュアル」等により、概ね適正に行われていたが、4所属5件(11契約)について、不適切な事務処理が認められた。

### （2）指導事項等の件数

不適切な事務処理として指導事項等としたものは次のとおりである。

	対象所属数	契約件数	指導事項等対象所属数(契約件数)	
			貸付料の調定遅延	貸付(使用許可)移動報告未提出
本庁	2	3	0 (0)	0 (0)
合同庁舎	5	10	0 (0)	0 (0)
単独出先	17	31	1 (1)	2 (3)
教育委員会	31	120	1 (1)	1 (6)
警察	14	37	0 (0)	0 (0)
合計	69	201	2 (2)	3 (9)

指導事項等対象所属は1所属重複している。

・貸付料の調定が遅延していたもの（2所属・2件・2契約）

・貸付（使用許可）移動報告書が提出されていないもの

（3所属・3件・9契約）

### 3 委託契約における長期継続契約の概要（行政監査）

#### （1）制度の概要

平成16年5月26日の地方自治法の一部を改正する法律（平成16年法律第57号）により、それまで電気、ガス若しくは水の供給などの契約に認められた長期継続契約の対象範囲が、その他政令で定める契約として、翌年度にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約に拡大され、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち条例で定めるものとされた。

平成17年10月、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（以下「条例」という。）を制定し、その具体的な運用については、平成17年10月20日付け出管第447号「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について（通知）」（以下「運用通知」という。）が全庁に通知された。

#### 運用通知（抜粋）

##### 1 条例の概要

###### （1）内容

地方自治法施行令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

###### 一 略

二 清掃、建物及びその付属設備の維持管理、廃棄物の処理、警備その他の役務の提供を受ける契約で、年間を通じて役務の提供を受けることを要するもの

##### 2 長期継続契約を締結できる契約

別表のとおりとする。

別表に掲げられているものであっても、条例に示された次の要件に該当しないものについては、長期継続契約を締結できない。

###### ・役務の提供（条例第2号）

「年間を通じて役務の提供を受けることを要するもの」であること。

「年間を通じて」とは「毎年4月1日から継続的に」の意。

##### 3 契約締結の際の留意事項

###### （1）契約期間

・条例第1号に規定する契約 略

・条例第2号に規定する契約

3年とする。ただし、「物品の維持管理業務」にあつては、維持管理の対象となる物品について「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（S40.3.31大蔵省令第15号）に規定する耐用年数によるものとする。

###### （2）～（8） 略

###### （9）変更契約

物価の変動等やむを得ない事情がある場合を除き、変更前の条件に基づき競争に参加した他業者に対して不公平となるので行うべきでない。

##### 4 略

##### 5 その他

条例の適用を受ける契約及び契約期間などについて、この通知に定められたものと異なる扱いをしようとするときは、出納局長に協議すること。

## (2) 長期継続契約の契約状況

### 対象業務別の契約状況

平成26年度に運用通知の別表に定められている長期継続契約の対象となる業務の契約状況は次の表のとおりである。警備・機械警備及び物品の維持管理の業務に係る契約が半数近くを占めている。また、長期継続契約の導入率は警備・機械警備が高く物品の維持管理は低い状況であった。

条例上の表示	長期継続契約の対象業務	契約件数 (a)	長期継続契約の導入率		導入率 (b)/(a) × 100
			長期継続契約件数 (b)	単年度契約件数 (a)-(b)	
清掃	清掃	46	42	4	91%
建物及びその 付属設備維持 管理	エレベーター点検	45	38	7	84%
	空調設備点検	13	7	6	54%
	浄化槽点検	7	4	3	57%
	ボイラー運転	1	1	0	100%
	ボイラー関連機器整備業務	3	3	0	100%
	発電量空調の状況などの中央監視	38	38	0	100%
廃棄物 処理	受託者が廃掃法上の許可を受けていることを要する業務	18	10	8	56%
警備	警備	13	13	0	100%
	機械警備	99	96	3	97%
その他	物品の維持管理	111	46	65	41%
	行政に関わる情報の提供	1	0	1	0%
	代用監獄に留置された者の健康診断	0	0	0	-
	医療の提供に係る業務	10	10	0	100%
	犯罪に関わる車両の運搬	8	1	7	13%
	スクールバス運行	6	0	6	0%
	電子計算機の操作及び電磁的記録の保管	27	11	16	41%
	環境保全のための監視	1	1	0	100%
	給食	5	2	3	40%
	駐車場整理	1	0	1	0%
	消防防災ヘリコプター運航	1	0	1	0%
	電話交換	3	3	0	100%
	出納局長への協議によるもの	7	7	0	100%
	合計	464	333	131	72%

## 本庁・出先別の契約状況

本庁・出先別の長期継続契約の契約状況は次の表のとおりである。

出先機関では、長期継続契約の導入率が全体として8割であった。本庁においては6割程度であるが、特に物品の維持管理において、件数が多いが導入率が低い結果であった。

	本庁	出先	計
所属数	48	90	138

条例上の表示	長期継続契約の対象業務	本庁			出先		
		契約件数 (a)	長期継続 契約件数 (b)	導入率 b/a×100	契約 件数 (c)	長期継続 契約件数 (d)	導入率 d/c×100
清掃	清掃	8	5	63%	38	37	97%
建物及び その付属 設備維持 管理	エレベーター点検	5	3	60%	40	35	88%
	空調設備点検	1	0	0%	12	7	58%
	浄化槽点検	0	0	-	7	4	57%
	ボイラー運転	0	0	-	1	1	100%
	ボイラー関連機器整備業務	0	0	-	3	3	100%
	発電量空調の状況などの中央監視	0	0	-	38	38	100%
廃棄物処理	受託者が廃掃法上の許可を受けていることを要する業務	1	1	100%	17	9	53%
警備	警備	2	2	100%	11	11	100%
	機械警備	54	51	94%	45	45	100%
その他	物品の維持管理	66	18	27%	45	28	62%
	行政に関わる情報の提供	1	0	0%	0	0	-
	代用監獄に留置された者の健康診断	0	0	-	0	0	-
	医療の提供に係る業務	0	0	-	10	10	100%
	犯罪に関わる車両の運搬	0	0	-	8	1	13%
	スクールバス運行	0	0	-	6	0	0%
	電子計算機の操作及び電磁的記録の保管	21	8	38%	6	3	50%
	環境保全のための監視	1	1	100%	0	0	-
	給食	1	1	100%	4	1	25%
	駐車場整理	1	0	0%	0	0	-
	消防防災ヘリコプター運航	1	0	0%	0	0	-
	電話交換	1	1	100%	2	2	100%
	出納局長への協議によるもの	5	5	100%	2	2	100%
	合計	169	96	57%	295	237	80%

### (3) 長期継続契約を行わない理由

長期継続契約については、運用通知上、契約締結の際の留意事項の一つとして、物価の変動等やむを得ない事情がある場合を除き、変更前の条件に基づき競争に参加した他業者に対して不公平となるので、変更契約を行うべきでないとしている。

このため、変更契約が見込まれる場合には、単年度契約が行われているが、長期継続契約を行わない主な理由は次のとおりであった。

- ・施設等の改修・解体によるため
- ・設備の老朽化により、長期によるメーカー等の対応が困難なため
- ・システムの改修、更新、廃止によるため
- ・保守対象物品のリース期間によるため
- ・契約金額の変更が見込まれるため

このほかに、特に理由がなく、長期継続契約制度の理解不足から単年度契約で行われている事例が多く見受けられた。

なお、条例の適用を受ける契約及び契約期間などについて、運用通知に定められたものと異なる扱いをしようとするときは、出納局長に協議することとなっているため、長期継続契約の対象となる業務について単年度契約を締結しようとする場合、条例の適用にはなるが運用通知上の対象業務ではない役務の提供について、長期継続契約を締結しようとする場合などには、出納局長に協議を行うこととなる。

今回の監査で、運用通知に基づく出納局長への協議が行われていなかったとして、指導事項とされたものは、次の表のとおりである。

条例上の表示	長期継続契約の対象業務	定例監査において指導事項のあった所属数	定例監査において指導事項とされた契約件数(a)	左のうち特段の理由がなく単年度契約が行われていた契約件数(b)	割合 (b)/(a) × 100
建物及びその附属設備維持管理	エレベーター点検	4	4	2	50%
	空調設備点検	6	6	2	33%
	浄化槽点検	3	3	3	100%
廃棄物処理	受託者が廃掃法上の許可を受けていることを要する業務	7	7	5	71%
警備	機械警備	2	2	0	0%
その他	物品の維持管理	23	50	15	30%
	行政に関わる情報の提供	1	1	0	0%
	スクールバス運行	3	3	0	0%
	電子計算機の操作及び電磁的記録の保管	10	15	2	13%
	給食	1	1	1	100%
	合計	60	92	30	33%

同一所属で複数の対象業務の契約を行っている場合があるため、定例監査で指導事項とした所属数と一致しない。

#### (4) 長期継続契約を行ったことによるメリット

現に長期継続契約を行っている契約事務において、次のような意見があった。

##### 事務の効率化に係る意見

- ・ 毎年入札を行わなくて良い、毎年見積合わせを行わなくて良い
- ・ 毎年の契約準備行為の回数が減るため、事務の効率化になっている
- ・ 業者交替によって必要となる引継にかかる負担の軽減、など

##### 良質なサ - ビスの確保に係る意見

- ・ 執務室の広さや清掃にかかる所要時間、清掃・トイレ用品の保管場所など清掃業務に係るノウハウが蓄積され、業務の引継ぎ等でも混乱が生じない

- ・エレベーター部品の摩耗など経年劣化の状況を複数年にわたり同一業者が点検することで、適切なタイミングで修理を行うことができる
- ・業者の入替による監視機器の入替によるトラブルがなくなることや、同一の自家用電気工作物の保安を行うことによるノウハウの蓄積がなされる
- ・オペレーション業務については、ホストコンピュータのオペレーション技法に精通していることが必要であることから、長期継続契約によるオペレーション業務委託を行うことにより、円滑なシステム運用を図ることができる
- ・システムの運用・管理のノウハウの蓄積により、安定した適正な業務の執行が図られる
- ・メンテナンスのノウハウが数年にわたって保持されるため、安定したサービスが受けられる
- ・優良業者と安定した関係での業務を継続できる
- ・一社が長期間従事することとなるため、管理面、防災面から望ましい、など

#### 経費の削減に係る意見

- ・警備用の機械を年度毎に入れ替える必要がないため、それにかかる費用が新たに生じることがない。
- ・長期継続契約を行ったことで契約額が減額された、など

#### その他

- ・警備用の機械を年度毎に入れ替える必要がないため、職員が入退庁時の警備機械操作で困惑することが生じにくい
- ・機械警備のための設備の入替作業が複数年ごとに実施されるため、庁舎設備管理の煩雑化が防げる、など

### (5) 長期継続契約を適用したことによる問題点

長期継続契約を行っている上での問題に対する意見について、ほとんどの所属において特段の問題はなかった。少数意見として、次の内容があった。

- ・変更契約時の事務負担（消費税増税なども含む）
- ・競争原理が働き過ぎて業者の営利活動に支障が出て、受託業者が事業停止してしまった（清掃）
- ・契約期間中に業者の変更ができない 新規業者の参入阻止
- ・長期継続契約の途中で、受託業者が倒産等した場合の対応に苦慮が想定される

## (6) 経費の削減状況

長期継続契約が行われているもののうち、契約内容の変更等を除き、単に入札・見積合わせによる結果を理由として、前回の契約額との増減を比較した結果は次のとおりであった。運用が開始して10年が経過する中で、平成26年度に単年度契約から長期継続契約に切り替えた契約は少なかったが、1年当たりの契約額で比較した場合、21件中15件の契約で減額の結果となった。なお、増額となった6件の契約は全て清掃業務であった。

単年度契約から長期継続契約のケース

契約額	件数
減額になった	15
同額だった	0
増額になった	6
合計	21

減額となった15件の長期継続契約の対象業務の内訳は次のとおりである。

内訳) 清掃	8件
発電量空調の状況などの中央監視	2件
機械警備	2件
エレベーター点検	1件
電子計算機の操作及び電磁的記録の保管	1件
環境保全のための監視	1件

なお、契約期間満了に伴い、長期継続契約から引き続き長期継続契約のケースにおいても、112件中95件の契約で減額の結果となった。

長期継続契約から長期継続契約のケース

契約額	件数
減額になった	95
同額だった	1
増額になった	16
合計	112

減額となった95件の長期継続契約の対象業務の内訳は次のとおりである。

内訳) 警備・機械警備	55件
エレベーター点検	15件
清掃	12件
発電量空調の状況などの中央監視	4件
受託者が廃掃法上の許可を受けている ことを要する業務	3件
浄化槽点検	2件
空調設備点検	1件
物品の維持管理	1件
医療の提供に係る業務	1件
電子計算機の操作及び電磁的記録の保管	1件

## 4 監査結果に基づく意見

### 4 - 1 庁舎等の管理業務に係る委託契約事務について（定例監査重点事項）

監査を実施した結果、概ね適切に行われていると認められたが、一部において不適切な事務処理が見受けられた。

平成27年度定例監査の結果、庁舎等の管理業務にかかる指導事項等は17所属20件であった。その内容を見ると、法令等の理解不足による検査等の実施回数の錯誤が主なものである。以下、定例監査重点事項について意見を述べる。

#### 昇降機の保守点検業務

昇降機の保守点検については、設置する全所属において適切に行われていた。昇降機保守管理業務委託の契約方法については、全体の61.9%に当たる26件が製造メーカー系事業者との単独随意契約を行っていた。昇降機の運行形態や保守点検の方法等の諸条件は、所属により一様ではないため、競争入札等による契約が可能であるとは一概には言えない。しかしながら、独立系業者の新規参入等、業界を取り巻く状況が変化中、平成18年度の行政監査「エレベーターの保守管理業務について」において、契約方法について、競争入札や見積合わせの導入について検討されたい旨意見を述べている。来年度には、国土交通省から、保守点検業者選定の考え方を示した「昇降機の適切な維持管理に関する指針（仮称）」が示される予定であり、各所属においては、安全性の確保を十分考慮する中で、競争入札や見積合わせの導入について検討されたい。

**定期検査 根拠法令等：建築基準法第8条、第12条第3項、昇降機の維持及び運行の管理に関する指針第9**

**定期点検 根拠法令等：建築基準法第8条、昇降機の維持及び運行の管理に関する指針第12**

#### 浄化槽維持管理業務

浄化槽維持管理について、適切に行われていなかった主なものは、法令等で定められた期間に点検・検査を実施していなかったものである。これについては、担当者が根拠法令を十分理解していないことが要因といえる。各所属においては、法令等や浄化槽の設置状況を把握し、適切な維持管理に努められたい。

**保守点検 根拠法令等：浄化槽法第10条、同施行規則第6条**

**清 掃 根拠法令等：浄化槽法第10条**

**定期検査 根拠法令等：浄化槽法第11条（指定検査機関：（一社）山梨県浄化槽協会）**

#### 消防用設備等の保守点検業務

消防用設備等の保守点検について、適切に行われていなかったものは、法令等で定められた期間に点検を実施していなかったものである。そのうち1件は、3年に1回の試験が義務づけられている連結送水管の耐圧試験を行っていなかったものである。これらについては、担当者が根拠法令等を十分理解していないことが要因といえる。各所属においては、法令等や機器等の設置状況を把握し、適切な保守管理に努められたい。

機器点検及び総合点検 根拠法令等：消防法第17条の3の3、同施行規則第31条の6  
平成16年消防庁告示第9号

耐圧試験（連結送水管等）根拠法令等：消防法第17条の3の3、同施行規則第31条の6  
平成16年消防庁告示第9号  
昭和50年消防庁告示第14号

#### 一般・産業廃棄物処理業務

一般・産業廃棄物処理業務については、概ね適正に処理されていたが、契約書において、予定数量や単価などの必要事項が記載されていないものがあった。

また、産業廃棄物の運搬・処分等の委託契約は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行令第6条の2第4号の規定により、金額等にかかわらず、契約書を作成することとなっているが、契約書を作成していないものが2所属あった。各所属においては、法令等を十分理解し、適切な事務の執行に努められたい。

#### 警備・機械警備業務、清掃業務

警備、清掃業務については、全て適切に行われていた。今後とも、履行確認等を十分に行い、適切な事務の執行に努められたい。

### 4 - 2 自動販売機設置を目的とした行政財産の貸付事務について

#### （定例監査重点事項）

監査を実施した結果、概ね適切に行われていると認められたが、一部において不適切な事務処理が見受けられた。その内容は、貸付料の調定遅延などの事務処理ミスによるものである。以下、定例監査重点事項について意見を述べる。

#### 貸付料の調定が遅延していたもの（2所属・2契約）

貸付料は、「行政財産の貸付により自動販売機を設置する場合の事務取扱要領」において、各年度の年額を毎年度4月30日までに徴収するものとされている。

調定の遅延は、担当者の調定伺いの作成遅延によるもので、単純な事務処理ミスといえる。事務の遂行に当たっては、担当者が注意することはもちろんであるが、業務の進行管理は、管理監督者の責務であることから、所属全体として再発防止に取り組まれたい。

#### 貸付（使用許可）移動報告書が提出されていなかったもの

#### （3所属・9契約）

公有財産の貸付については、「山梨県公有財産事務取扱規則」第50条第2項において、「課長及びかい長は、その管理に属する公有財産について貸付け若しくは使用の許可があったとき又は当該貸付け若しくは使用の許可があった財産に係る契約若しくは許可の内容に変更があったときは、直ちに第11号様式の2の貸付（使用許可）移動報告書にその事実を証する書類を添えて主管の部長を経て総務部長に提出しなければならない。」と定められている。これらに係る事務が、年度末の繁忙期に重なるため、失念する事例が多くなると思われるので、貸付や使用許可の起案時に同時に処理するなど、改善を図られたい。

#### 4 - 3 長期継続契約の効果的な運用について（行政監査）

監査を実施した結果、事務の効率化、経費の削減、良質なサービスの確保などの点において、長期継続契約は概ね効果的に運用されているものと認められたが、一部において、不適切な事務処理が見受けられた。以下、行政監査について意見を述べる。

長期継続契約制度の適切な運用に向けて、これまで財務規則の一部改正やマニュアル等の整備、研修会の開催などが行われ、その結果、長期継続契約の導入について一定の成果を上げている。こうした中、今後、長期継続契約の更なる効果的な運用を図っていくため、留意すべき事項として、次の点が考えられる。

特段の理由もなく、単年度契約が繰り返され、事務処理の簡素化や良質なサービスの確保、経費の縮減が損なわれる恐れがある点

今回の監査において、施設の改修などといった特段の理由もなく、単年度契約が行われている事案が見受けられたが、長期継続契約を適用したことによる問題点がほとんど無かった今回の結果を踏まえると、「継続的・安定的な業務の実施」、「事務の効率化」、「経費の削減」といった観点から、個々の契約内容に応じて、制度に照らして適切に判断される中で、単年度契約にすべき特段の理由がない限り、長期継続契約の活用を積極的に推進されたい。

制度に対する理解が不十分なことにより、必要な事務手続きが行われていない点

単年度契約など運用通知に定められた契約期間と異なる契約が行われていたが、運用通知に基づく出納局長への協議が行われていないものが見受けられた。制度に対する理解があれば、運用通知に定める協議が行われ、長期継続契約とすべきかどうかなどの検討がなされ、より適切な契約が行われたものと考えられる。長期継続契約制度に対する理解やその事務手続きの遵守について、部局や制度所管課による研修、所属内での事務引継ぎなど、より適切な対応を図られたい。

運用通知等における制度適用の可否や協議の必要性の有無について、分かりにくい点

制度の運用に関して、「協議が必要との認識がなかった。」との声が多く所属から聞かれた。制度所管課においては、解釈に誤解が生じないように、運用通知等による取り扱いをより一層明確に示すべきである。また、施設等の改修など、あらかじめ長期継続契約が適当ではない明白な理由がある場合には、協議を不要としたり、事前報告のみとするなど、事務の簡素化も視野に入れながら、運用通知等の見直しを検討されたい。

このほか、長期継続契約制度の弾力的な運用方法として、年度末、年度初めは契約事務が集中するため、事務処理ミスの防止、負担軽減の観点から契約の始期を4月1日ではなく、年度の中途から開始し、複数年契約を行うといった活用方法も考えられる。その取り扱いの是非を含め、併せて検討されたい。

#### 4 - 4 総括的な意見

今回の監査において、庁舎等の管理業務及び業務委託契約における長期継続契約の経済的効果や運用上の問題点等を、監査項目ごとの意見の中で明らかにした。

庁舎等の管理業務について、法令等で定められた検査等を適切に行っていないものうち、特に、消防用設備等の保守点検業務については、数年に1回の設備等もあるため、法令等の理解不足により適切な管理を怠ることは、重大な事故につながるおそれもあることから、十分注意する必要がある。

また、契約における業者の資格等要件の確認については、出納局管理課から、「契約事務の適正な執行について」(平成24年3月30日付け出管第2008号)の通知が発出されていることから、同通知を参照のうえ、確実に確認したうえで契約を締結されたい。

庁舎等の管理を行う所属においては、今回の監査結果を踏まえ、必要な検査等について、年間スケジュール表を作成し、複数の職員による進捗状況の確認を行うなどの措置を講じ、適切かつ効率的な執行に努められたい。さらに、人事異動時においては、事務引継ぎマニュアルや年間スケジュール表などにより、設備ごとの検査時期について、確実に事務引継ぎがなされるよう留意されたい。

次に、長期継続契約の効果的な運用においては、清掃、建物及びその付属設備の維持管理、警備などの業務委託について、条例や運用通知に基づき長期継続契約が認められているが、長期継続契約は予算単年度主義の特例であり、議会の議決も要しないことから、その運用については厳格に行われるべきものである。

その上で、その積極的な運用は事務の効率化、良質なサービスの確保、更なる経費の削減効果が期待できることから、単年度契約に比べ仕様変更や契約金額の見直しを行う点で制約があることも考慮しつつ、業務内容の精査、類似業務の情報収集等による適切な予定価格の設定及び競争性の一層の確保に留意する中で、制度の活用を図られたい。

また、誤った運用が行われないよう、執行所属や制度所管課等においては、マニュアル等の整備、研修会の実施、事務引継ぎの徹底などを通じて、機会あるごとに制度とその運用について周知されたい。

さらに、明らかとなった問題点の多くは、1人の担当者が、広範囲で多種多様な事務を担っていることに加え、年度末、年度初めには事務手続きが集中することもあり、関係法令等への理解が不十分なまま、事務を執行している現状を反映しているものと考えられる。このため、特定の担当者に負担が偏らないよう、管理監督者が適切に関与し、事務の平準化や業務の進行管理の徹底、事務担当者同士の情報交換の促進など、組織全体の問題と捉え対応されたい。

## 参考資料（行政監査）

地方自治法

（長期継続契約）

第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

地方自治法施行令

（長期継続契約を締結することができる契約）

第167条の17 地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

「地方自治法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（抜粋）

（平成16年11月10日付け各都道府県知事あて総務省自治行政局長通知）

長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲の拡大関係（令第167条の17関係）

- (1) 法第234条の3で具体的に規定されている電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約のほか、長期継続契約を締結することができる契約として、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとされたこと。
- (2) 上記(1)に該当する契約としては、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの等に係る契約が対象になるものであること。例えば、OA機器を借り入れるための契約、庁舎管理業務委託契約等が想定されるものであること。
- (3) 上記(1)の契約の締結に当たっては、更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者と契約を締結する必要性にかんがみ、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要があることに留意すべきものであること。

山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- 一 印刷機、複写機、電子計算機及びその関連装置、ファクシミリ装置その他の物品を借り入れる契約で、翌年度以降にわたり契約を締結することが商慣習となっているもの
- 二 清掃、建物及びその付属設備の維持管理、廃棄物の処理、警備その他の役務の提供を受ける契約で、年間を通じて役務の提供を受けることを要するもの

## 条例の適用を受ける契約

## 2 第2号(役務の提供)

条例上の表示	対象業務	
清掃	清掃	
建物及びその付属設備維持管理	エレベーター点検、空調設備点検、浄化槽点検、ボイラー運転、ボイラー関連機器整備業務、発電量空調の状況などの中央監視	
廃棄物処理	受託者が廃掃法上の許可を受けていることを要する業務	
警備	警備、機械警備	
その他	物品の維持管理	事務機器メンテナンス、ソフトウェアの技術支援やバージョンアップ
	行政に関わる情報の提供	防災に関する情報、一般行政に関する情報
	代用監獄に留置された者の健康診断	監獄法・被疑者留置規則に基づく健康診断
	医療の提供に係る業務	受付業務 会計業務 薬剤以外の医療に関わる消耗品の発注及び在庫管理業務 放射線の取扱に関わる業務 診療報酬請求事務
	犯罪に関わる車輛の運搬	犯罪捜査のための証拠品となる車輛の運搬にかかる業務
	スクールバス運行	
	電子計算機の操作及び電磁的記録の保管	汎用機オペレーション、SEの派遣及びSEによる技術支援、データ入力、磁気テープの保管
	環境保全のための監視	大気汚染防止法第22条の規定による常時監視 水質汚濁防止法第15条の規定による常時監視 地下水位観測
	給食	学校給食、病院給食
	駐車場整理	
消防防災ヘリコプター運航		
電話交換		